

令和3年度

業務上疾病の労災補償状況調査結果

(全国計)

令和5年4月

厚生労働省労働基準局補償課

# 目 次

頁

1	総括表		
1	1表	年度別業務上疾病の新規支給決定件数	1
2	振動障害の労災補償状況		
2-1表	各年度中に振動障害で新規に支給決定を行った者の業種別人数		2
2-2表	各年度末現在において振動障害により療養を継続している者の業種別人数		2
2-3表	令和3年度中に振動障害で新規に支給決定を行った者の都道府県、業種別内訳		3
2-4表	令和3年度末現在において振動障害により療養を継続している者の都道府県、業種別内訳		4
2-5表	令和3年度末現在において振動障害により療養を継続している者の都道府県、療養期間別内訳		5
3	じん肺症等の労災補償状況		
3-1表	令和3年度中にじん肺症等で新規に支給決定を行った者の都道府県、業種別内訳		6
3-2表	令和3年度中にじん肺症等で新規に支給決定を行った者の都道府県、じん肺管理区分、合併症別内訳		7
3-3表	令和3年度末現在においてじん肺症等により療養を継続している者の都道府県、業種別内訳（傷病補償年金受給者を除く。）		8
3-4表	令和3年度末現在においてじん肺症等により療養を継続している者の都道府県、じん肺管理区分、合併症別内訳（傷病補償年金受給者を除く。）		9
3-5表	令和3年度中にじん肺症等で死亡した者の都道府県、業種別内訳		10
4	騒音性難聴の労災補償状況		
4表	各年度中に新規に支給決定を行った者の人数		11
5	非災害性腰痛の労災補償状況		
5表	各年度中に新規に支給決定を行った者の人数		11
6	上肢障害の労災補償状況		
6表	各年度中に新規に支給決定を行った者の人数		11
7	職業がんの労災補償状況		
7-1表	各年度中に職業がんで新規に支給決定を行った者の疾病、年度別の推移		12
7-2表	令和3年度中に職業がんで新規に支給決定を行った者の都道府県、疾病別内訳		13
8	脳血管疾患及び虚血性心疾患等の労災補償状況		
8表	令和3年度中に新規に支給決定を行った者の都道府県、疾病別人数		14
9	精神障害の労災補償状況		
9表	令和3年度中に新規に支給決定を行った者の都道府県別人数		15
(参考)	石綿関連疾患の労災補償等の状況		
参考表	令和3年度中に新規に支給決定を行った者の都道府県、疾病別人数		16

# 1 総 括 表

1表 年度別業務上疾病の新規支給決定件数

(単位：件)

分 類	年 度				
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1 業務上の負傷に起因する疾病	4,221	4,263	4,460	4,491	4,474
2 物理的因子による疾病（がんを除く） 〔有害光線、電離放射線、異常気圧、 異常温度、騒音、超音波等〕	756	1,264	1,019	1,071	756
3 身体に過度の負担のかかる作業態様に起因する疾病 〔腰痛、振動障害、上肢障害等〕	1,322	1,391	1,519	1,441	1,388
4 化学物質等による疾病（がんを除く） 〔厚生労働大臣が指定する化学物質 等による疾病を含む。〕	213	210	210	213	235
5 粉じんの吸入による疾病 〔じん肺症等〕	333	277	272	222	197
6 細菌、ウィルス等の病原体による疾病 （うち、新型コロナウイルス感染症）	115	133	122	4,716 (4,556)	19,700 (19,608)
7 がん原性物質若しくはがん原性因子又はがん原性工程における業務による疾病 〔職業がん〕	924	929	1,029	968	952
8 長期間にわたる長時間の業務その他血管病変等を著しく増悪させる業務による脳血管疾患及び虚血性心疾患等	253	238	216	194	172
9 心理的負荷による精神障害	506	465	509	608	629
10 前各号に掲げるもののほか、厚生労働大臣の指定する疾病	2	0	2	2	2
11 その他業務に起因することの明らかな疾病 （うち、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に係るもの（発熱症状等））	0	0	1	5	862 (858)
計	8,645	9,170	9,359	13,931	29,367

(※) 新型コロナウイルス感染症については、別途厚生労働省労働基準局補償課にて取りまとめている『新型コロナウイルス感染症に係る月別労災請求・決定件数』による。

## 2 振動障害の労災補償状況

2-1表 各年度中に振動障害で新規に支給決定を行った者の業種別人数

(単位：人)

業種	年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
林業		35	24	24	27	22
鉱業（採石業を除く）		46	31	34	24	15
採石業		6	8	4	4	4
建設業（土木業を含む）		139	137	150	146	121
製造業		32	30	33	32	30
その他		33	51	40	36	29
計		291	281	285	269	221

2-2表 各年度末現在において振動障害により療養を継続している者の業種別人数

(単位：人)

業種	年度末	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
林業		1,017	966	905	844	797
鉱業（採石業を除く）		325	342	349	349	342
採石業		81	84	80	77	75
建設業（土木業を含む）		3,094	3,022	2,952	2,897	2,822
製造業		472	477	486	493	472
その他		251	277	320	342	349
計		5,240	5,168	5,092	5,002	4,857

(注) 療養開始後1年以上経過した者の数である。

2-3表 令和3年度中に振動障害で新規に支給決定を行った者の都道府県、業種別内訳

(単位：人)

都道府県	業種	林業	鉱業 (除、採石業)	採石業	建設業 (含、土木業)	製造業	その他	計	
北海道	北	2	15		29	5	17	68	
	青森	1							
	岩手								6
	宮城								4
秋田	田			1				1	
	形				9			9	
山形	島								
	城						2	2	
茨城	木				1			1	
	馬					1		1	
群馬	玉								
	葉				1			1	
千葉県	京				4		1	5	
	川				3	1	1	5	
東京都	湯				4			4	
	山				3			3	
富山	川	1			2			3	
	井		7			7			
石川	梨				2	1		3	
	野				1			1	
岐阜	阜				1			1	
	岡				1			1	
静岡県	知								
	重	1				1		2	
賀									
滋賀	都	2			2			4	
	阪		1			1		1	
京都	庫				1			1	
	良				1			1	
大阪	山				2			2	
	歌								
鳥取	取	1			1			1	
	根		1			1		1	
岡山	山								
	島	1			7	4	1	12	
広島	口	1						1	
	島				2			2	
徳島	川				1		2	3	
	媛	3		4	2	6		12	
知				4			7		
高松	岡				1			1	
	賀								
佐賀	崎	1			1			1	
	本		4	2	3	10			
熊本	分	1			2	4		7	
	崎	7			11	1		19	
大宮	宮	1			2		2	5	
	児				1			1	
鹿嶋	沖								
	縄								
合計		22	15	4	121	30	29	221	

2-4表 令和3年度末現在において振動障害により療養を継続している者の都道府県、業種別内訳

(単位：人)

都道府県	業種	林業	鉱業 (除、採石業)	採石業	建設業 (含、土木業)	製造業	その他	計
北海道	北海	109	249	1	371	75	223	1,028
	青森	4			23			27
	岩手	1			41		1	43
	宮城	1	10		16	23	2	52
	秋田				5			5
山形	山形	1		7	20	1		29
	福島				43	1		44
	茨城				4	4	1	9
	栃木				11		2	13
群馬	群馬	2	1		16	1		20
	群馬				21	4		25
埼玉県	埼玉				15	1		16
	東京				71			71
	神奈川	1			36	6	2	45
	新潟	5	4		61	8		78
富山	富山	1		1	23	1		26
	石川	3			12	4	1	20
	福井	18			65	5	1	89
	山梨	1			29			30
長野	長野	31	1		51	2	1	86
	岐阜	3	1		58			62
	静岡	1			49	2		52
	愛知				49	5	1	55
三重	三重	8	1	6	49	1	3	68
	滋賀	21			12	5		38
	京都	46			70	2	5	123
大阪	大阪	1			78	6	3	88
	兵庫	8	5		76	7	4	100
	奈良	6			20		1	27
	和歌山	16			40		1	57
鳥取	鳥取				15			15
	島根	11			40			51
	岡山	2		1	17	1	1	22
	広島	7			50	85	3	145
山口	山口	6			26	3	1	36
	徳島	17			85		1	103
	香川	3		2	14	1	5	25
	愛媛	40	30	46	119	76	9	320
高知	高知	188			161	15	7	371
	福岡	2	2		42		2	48
佐賀	佐賀		1		16	2	1	20
	長崎	2	3		44	5	1	55
	熊本	13	1	1	148	21	20	204
	大分	41	2	6	189	59	6	303
宮崎	宮崎	161		2	293	31	27	514
	鹿児島	11	31	2	108	9	13	174
沖縄	沖縄	5			20			25
	合計	797	342	75	2,822	472	349	4,857

(注) 療養開始後1年以上経過した者の数である。

2-5表 令和3年度末現在において振動障害により療養を継続している者の都道府県、療養期間別内訳

(単位：人)

都道府県	区分	療 養 期 間				計
		1年以上 1年6か月未満	1年6か月以上 2年未満	2年以上 3年未満	3年以上	
北海道	北 道	34	34	91	869	1,028
	青 森	1			26	27
	岩 手	5	2	8	28	43
	宮 城		1	2	49	52
山形県	山 形			2	27	29
	福 島	3	1	3	37	44
	茨 城			3	6	9
	栃 木				13	13
群馬県	群 馬		1		19	20
	埼 玉		1	2	22	25
	千 葉	1		1	14	16
	東 京		2	3	66	71
神奈川県	神 奈 川		1	2	42	45
	新 潟	3	2	2	71	78
	富 山	2		1	23	26
石川県	石 川	2			18	20
	福 井	5	3	9	72	89
	山 梨		2	1	27	30
	長 野	3		6	77	86
岐阜県	岐 阜		1	2	60	62
	静 岡			1	50	52
	愛 知			3	52	55
	三 重	2		4	64	68
滋賀県	滋 賀			1	35	38
	京 都	2	5	5	111	123
	大 阪	2	1	4	81	88
	兵 庫	1	2	4	93	100
奈良県	和 歌 山				27	27
	鳥 取	1			54	57
	島 根	1		1	14	15
	岡 山	1		1	49	51
広島県	広 島	1		1	20	22
	山 口	4	4	7	130	145
	徳 島			3	33	36
	香 川	2	1	4	96	103
愛媛県	愛 媛	1	1	2	21	25
	高 知	5	3	16	296	320
	福 岡	9		2	360	371
	佐 賀			2	46	48
長崎県	長 崎			3	17	20
	熊 本	1	1	2	51	55
	大 分	1	6	12	185	204
	宮 崎	8	1	11	283	303
鹿児島県	宮 崎	11	9	26	468	514
	鹿 児 島	2	4	10	158	174
	沖 縄		2		23	25
合 計	114	91	264	4,388	4,857	

(注) 療養開始後1年以上経過した者の数である。

### 3 じん肺症等の労災補償状況

3-1表 令和3年度中にじん肺症等で新規に支給決定を行った者の都道府県、業種別内訳

(単位：人)

業種		鉱業	建設業	製造業	その他	計
北海道	道	17	12	5	2	36
	森		3		1	4
青森県	手		1			1
	城	1	1			2
山形県	田					
	形		1			1
福島県	島		4	1		5
	城					
茨城県	木		2	3		5
	馬					
埼玉県	玉			3		3
	葉		1			2
千葉県	京		19	3		22
	川	1	4	1		6
神奈川県	潟		1	1		2
	山			2		2
富山県	山			1		1
	川		1			1
福井県	井					
	梨		2			2
長野県	野					
	野					
岐阜県	阜	1	8	3		12
	岡		7	6		13
静岡県	知		3	4		7
	重			1	1	2
愛知県	重			2		2
	賀				1	2
滋賀県	都		1			1
	阪		3	5		8
京都府	庫		2	2		4
	良			3		3
兵庫県	山		3	1		4
	山					
鳥取県	取		1			1
	根					
島根県	山			3		3
	島		1	2		3
岡山県	島		1	1		2
	口			1		2
徳島県	島		1	1		2
	川	1		2		3
香川県	媛	3	4	2	1	10
	知		2	1		3
愛媛県	岡		3			3
	岡					
高知県	岡					
	岡					
福岡県	賀		1	2		3
	崎	2	2	4		8
佐賀県	本	1				1
	分			1		1
長門県	崎	1	1	1		3
	崎					
熊本市	大					
	宮					
大分県	崎					
	崎					
宮崎県	島					
	縄					
鹿児島県	島					
	縄					
合計		28	96	67	6	197

(注) 「じん肺症等」とは、労働基準法施行規則別表第1の2第5号に該当する疾病（じん肺症及びじん肺の合併症）をいう。



3-2表 令和3年度中にじん肺症等で新規に支給決定を行った者の都道府県、じん肺管理区分、合併症別内訳

(単位：人)

都道府県	区分	管理4	管理2・3 (合併症)					計	
			肺結核	結核性胸膜炎	続発性気管支炎	続発性気管支拡張症	続発性気胸		原発性肺がん
北海道	北	13	1		13	2	2	5	36
	青森	2			2				4
	岩手	1							1
宮城県	宮				2				2
	秋田								
	山形				1				1
福島県	福				3			2	5
	茨城								
	栃木	4			1				5
群馬県	群								
	馬								
	山梨								
東京都	埼	2			1				3
	千葉	2							2
	東京	8			9			5	22
神奈川県	神	1			5				6
	新	2							2
	潟								
富山県	富	1			1				2
	石川							1	1
	福井				1				1
岐阜県	山				2				2
	長								
	岐阜	2			8		1	1	12
静岡県	静	6		1	5	1			13
	愛知	4			1		1	1	7
	三重	2							2
滋賀県	滋				2				2
	京都	1							1
	大阪				4	1		3	8
兵庫県	兵				1			3	4
	奈良	3							3
	和歌山	1			3				4
鳥取県	鳥	1							1
	島根								
	岡山	1			1		1		3
広島県	広	2			1				3
	山	1					1		2
	徳島				2				2
香川県	香	2			1				3
	愛媛				9	1			10
	高松				3				3
福岡県	高	2						1	3
	福岡								
	佐賀	1			1			1	3
長門県	長				7			1	8
	熊本	1							1
	大分	1							1
宮崎県	宮	1			2				3
	大								
	崎								
鹿児島県	鹿								
	沖								
合計		68	1	1	92	5	6	24	197

3-3表 令和3年度末現在においてじん肺症等により療養を継続している者の都道府県、業種別内訳  
(傷病補償年金受給者を除く。)

(単位：人)

業種		鉱業	建設業	製造業	その他	計
北海道	道	570	118	40	12	740
	森	3	32		1	36
青森県	手	4	27			31
	城	87	30	29	1	147
岩手県	田	10	9	2		21
	形	10	31	28	1	70
福島県	島	15	55	56	2	128
	城	33	17	11	2	63
茨城県	木	2	17	8		27
	馬	2	28	17		47
栃木県	玉		28	15		43
	葉	1	13	10		24
千葉県	京	6	197	19	5	227
	川	1	63	28	1	93
神奈川県	潟	8	137	17		162
	山		41	12		53
富山県	川		22	7		29
	井	12	49	3	1	65
石川県	梨		23	2		25
	野	1	62	4	1	68
岐阜県	阜	46	84	53	8	191
	岡	17	58	14	1	90
静岡県	知	3	39	54	3	99
	重	4	28	8		40
愛知県	賀	1	23	10	1	35
	都	12	36	7		55
京都府	阪	1	68	34	7	110
	庫	49	92	53	6	200
兵庫県	良	1	23	8		32
	山	3	37	9		49
鳥取県	取		16			16
	根	2	41	1		44
岡山県	山	22	35	203	9	269
	島	8	62	98	6	174
広島県	口	12	62	11	1	86
	島		29	2	3	34
徳島県	川	4	13	23	2	42
	媛	33	117	34	10	194
香川県	知		67	1	1	69
	岡	95	33	19	1	148
愛媛県	賀	5	8	12		25
	崎	218	49	110	3	380
高知県	本	11	25	3		39
	分	10	75	47	22	154
福岡県	崎	5	39	6	1	51
	児	24	39		4	67
佐賀県	島		17			17
	沖					
合計		1,351	2,214	1,128	116	4,809

(注) 療養開始後1年以上経過した者の数である。

3-4表 令和3年度末現在においてじん肺症等により療養を継続している者の都道府県、じん肺管理区分、合併症別内訳（傷病補償年金受給者を除く。）

(単位：人)

都道府県	管理4	管理2・3（合併症）						計
		肺結核	結核性胸膜炎	続発性気管支炎	続発性気管支拡張症	続発性気胸	原発性肺がん	
北海道	5	3		703	4	10	15	740
青森	4			32				36
岩手				30	1			31
宮城				146			1	147
秋田				19		1	1	21
山形	2			66	1		1	70
福島	6	1		118			3	128
茨城	1			61			1	63
栃木	4			23				27
群馬	2	1		44				47
埼玉県	10	1		29		1	2	43
千葉県	2			15		2	5	24
東京都	14	3		161	1		48	227
神奈川県	7			83			3	93
新潟	6		1	152	1	1	1	162
富山	2	1	1	49				53
石川				29				29
福井				63		1	1	65
山梨	3			22				25
長野	3	1		61		1	2	68
岐阜	8	3		166	2	4	8	191
静岡県	6			81	1		2	90
愛知県	7	1		77	3	4	7	99
三重	2			34	1		3	40
滋賀	7	5		22	1			35
京都	5	8		41			1	55
大阪	5	2	1	81	1		20	110
兵庫県	1	7		178			14	200
奈良	4	1		26			1	32
和歌山	4	1		43		1		49
鳥取				15	1			16
島根	1			43				44
岡山		9	2	247	1	3	7	269
広島	6	1		164		2	1	174
山口	2	1		81		1	1	86
徳島				31	1	1	1	34
香川	3			38			1	42
愛媛		3		187		1	3	194
高知	1	4		64				69
福岡	2	2		137	1		6	148
佐賀	2			22	1			25
長崎	2	3	1	363		2	9	380
熊本	1			36			2	39
大宮	5	8	2	136			3	154
宮崎	1			50				51
鹿児島		3		64				67
沖縄	1			16				17
合計	147	73	8	4,349	22	36	174	4,809

(注) 療養開始後1年以上経過した者の数である。

3-5表 令和3年度中にじん肺症等で死亡した者の都道府県、業種別内訳

(単位：人)

業種		鉱業	建設業	製造業	その他	計
北海道	道	41	8	6		55
北海	森					
青森	手	2	1		1	4
岩手	城		2			2
宮城	田					
秋田						
山形	形		3	1		4
福島	島	4	5	5		14
茨城	城		1	2		3
栃木	木		1	1		2
群馬	馬		2	1		3
埼玉県	玉		1	3	1	5
千葉県	葉		2			2
東京都	京		22	2		24
神奈川県	川		2			2
新潟	潟		4			4
富山	山			2		2
石川	川		2	1		3
福井	井		1			1
山梨	梨		1			1
長野	野		1			1
岐阜	阜	4	2	1		7
静岡県	岡	3	6	3		12
愛知県	知		2	4		6
三重	重		1			1
滋賀	賀		1	2		3
京都府	都		7	5		12
大阪府	阪		2	4	1	7
兵庫県	庫	3	9	4		16
奈良	良		5	3		8
和歌山	山					
鳥取	取		1			1
島根	根		1			1
岡山	山	2	1	24	3	30
広島	島		8	1		9
山口	口	1	8			9
徳島	島		1			1
香川県	川	1				1
愛媛	媛	1	5	2	1	9
高知	知		3			3
福岡	岡	5	3	2		10
佐賀	賀	2		3		5
長門	崎		3			3
熊本	本					
大分	分	1	4			5
宮崎	崎		2			2
鹿児島	島	2	1	1		4
沖縄	縄		1			1
合計		72	136	83	7	298

#### 4 騒音性難聴の労災補償状況

4表 各年度中に新規に支給決定を行った者の人数

(単位：人)

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
257	279	284	275	267

#### 5 非災害性腰痛の労災補償状況

5表 各年度中に新規に支給決定を行った者の人数

(単位：人)

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
49	68	82	79	77

#### 6 上肢障害の労災補償状況

6表 各年度中に新規に支給決定を行った者の人数

(単位：人)

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
834	916	1,013	921	922

## 7 職業がんの労災補償状況

7-1表 各年度中に職業がんで新規に支給決定を行った者の疾病、年度別の推移

(単位：人)

年 度					
疾 病 名	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	2	3	1		1
ベーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	3	1	1	1	2
4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍					
4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍					
ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務による肺がん					1
ベリリウムにさらされる業務による肺がん					
ベンゾトリクロライドにさらされる業務による肺がん					
石綿にさらされる業務による肺がん	335	376	375	340	348
石綿にさらされる業務による中皮腫	564	534	641	607	579
ベンゼンにさらされる業務による白血病					1
塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫又は肝細胞がん					2
オルトトルイジンにさらされる業務による膀胱がん	—	—	1	1	
1,2-ジクロロプロパンにさらされる業務による胆管がん	1		4	1	2
ジクロロメタンにさらされる業務による胆管がん	1	1	2	3	2
電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫	2	2	1	6	3
オーラミンを製造する工程における業務による尿路系腫瘍					
マゼンタを製造する工程における業務による尿路系腫瘍					
コークス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	10	10	3	3	5
クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	2			1	1
ニッケルの製錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん					
砒素を含有する鉱石を原料として金属の製錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん		1			
すす、鉱物油、タール、ピッチ、アスファルト又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん					
亜鉛黄又は黄鉛を製造する工程における業務による肺がん					
ジアニシジンにさらされる業務による尿路系腫瘍			1		2
その他のがん	4	1		5	5
計	924	929	1,030	968	954

(注)「職業がん」とは、労働基準法施行規則別表第1の2第7号に該当する疾病をいう。

「亜鉛黄又は黄鉛を製造する工程における業務による肺がん」及び「ジアニシジンにさらされる業務による尿路系腫瘍」については、労働基準法施行規則別表第1の2第10号に該当する疾病である。

(注)令和3年度「ジアニシジンにさらされる業務による尿路系腫瘍」の件数について、令和5年4月に「2」に訂正し、計を「954」と訂正している。

7-2表 令和3年度中に職業がんで新規に支給決定を行った者の都道府県、疾病別内訳

(単位：人)

疾病名	ベンジジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	ペーターナフチルアミンにさらされる業務による尿路系腫瘍	4-アミノジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	4-ニトロジフェニルにさらされる業務による尿路系腫瘍	ビス(クロロメチル)エーテルにさらされる業務による肺がん	ペリリウムにさらされる業務による肺がん	ペンソトリクロライドにさらされる業務による肺がん	石棉にさらされる業務による肺がん	石綿にさらされる業務による中皮腫	ベンゼンにさらされる業務による白血病	又は肝細胞がん	塩化ビニルにさらされる業務による肝血管肉腫	オルトトリルイジンにさらされる業務による膀胱がん	胆管がん	1・2-ジクロロプロパンにさらされる業務によるジクロロメタンにさらされる業務による胆管がん	皮膚がん、骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫、非ホジキンリンパ腫	電離放射線にさらされる業務による白血病、肺がん、	尿路系腫瘍	マゼンタを製造する工程における業務による	コロクス又は発生炉ガスを製造する工程における業務による肺がん	業務による肺がん	クロム酸塩又は重クロム酸塩を製造する工程における業務による肺がん又は上気道のがん	ニッケルの精錬又は精錬を行う工程における業務による肺がん又は上気道のがん	鉛を含む有する鉛を原料として金属の精錬若しくは精錬を行う工程又は無機砒素化合物を製造する工程における業務による肺がん又は皮膚がん	又はパラフィンにさらされる業務による皮膚がん	亜鉛又は黄鉛を製造する工程における業務による肺がん	ジアニシジンにさらされる業務による尿路系腫瘍	その他のがん	計	
																													2	5
北海道								23	55													1								79
青森								3	2																					5
岩手								2	4																					6
宮城								9	7																					17
秋田								2	1																					3
山形								3	6																					2
福島								4	8																					11
茨城								5	4																					12
栃木								5	4																					10
群馬								2	2																					4
埼玉県								14	19																					33
千葉県								12	16																					29
東京都								45	86												1									133
神奈川県								29	39		1																			69
新潟								5	8																					13
富山								4	5																					9
石川県								2	5																					7
福井								3	2																					5
山梨								1	3																					4
長野								2	3																					5
岐阜								1	10																					11
静岡県								7	16																					26
愛知県								12	29																					41
三重								3	4																					8
滋賀								3	6																					9
京都								10	10																					20
大阪								30	49							1														83
兵庫県								22	41																					63
岡山								2	4																					6
広島								3	2																					8
鳥取								2	3																					5
島根								1	1																					2
岡山								20	12																					32
広島								16	39																					55
山口								3	12																					15
徳島								3	4																					2
香川								3	7																					9
愛媛								3	1																					10
高松								15	23																					1
福岡								1	1																					42
佐賀								7	7																					7
長崎								10	9																					19
熊本								3	3																					6
大分								5	3																					9
宮崎								1	1																					1
鹿児島								2	4																					6
沖縄								2	2																					2
合 計	1	2			1			348	579	1	2		2	2	2	3					5	1					2	5	954	

(注)「ジアニシジンにさらされる業務による尿路系腫瘍」の件数について、令和5年4月に「2」に訂正し、計を「954」と訂正している。

## 8 脳血管疾患及び虚血性心疾患等の労災補償状況

8表 令和3年度中に新規に支給決定を行った者の都道府県、疾病別人数  
(単位：人)

疾病名		脳血管疾患	虚血性心疾患等	計
都道府県				
北海道		3	4	7
青森		1	3	4
岩手			7	7
宮城				
秋田				
山形		1		1
福島		1	1	2
茨城		2	1	3
栃木		2	4	6
群馬		3	1	4
埼玉県		4	4	8
千葉県		7	3	10
東京都		9	11	20
神奈川県		4	5	9
新潟			1	1
富山		1	1	2
石川				
福井				
山梨			2	2
長野				
岐阜		2	2	4
静岡県		4	2	6
愛知県		5	1	6
三重		1		1
滋賀		2		2
京都		4		4
大阪		10	6	16
兵庫県		3	1	4
奈良		2	1	3
和歌山		3	1	4
鳥取		3		3
島根			1	1
岡山		2		2
広島		1	4	5
山口		3	1	4
徳島				
香川県		3		3
愛媛		1	2	3
高知県				
福岡		7	1	8
佐賀				
長崎		1	1	2
熊本			2	2
大分				
宮崎			1	1
鹿児島		1		1
沖縄			1	1
合計		96	76	172



## 9 精神障害の労災補償状況

9表 令和3年度中に新規に支給決定を行った者の都道府県別人数  
(単位：人)

区分	精神障害	
		自殺
都道府県		
北海道	38	5
青森	2	
岩手	3	
宮城	10	3
秋田	3	
山形	5	1
福島	8	1
茨城	9	2
栃木	4	
群馬	4	
埼玉県	18	2
千葉県	30	3
東京都	106	17
神奈川県	43	6
新潟	5	2
富山	4	
石川	4	
福井	3	1
山梨	2	
長野	9	3
岐阜	6	2
静岡県	13	
愛知県	34	3
三重	11	2
滋賀	11	2
京都	14	
大阪	60	7
兵庫県	54	1
奈良	3	
和歌山	7	1
鳥取	6	
島根	1	1
岡山	12	2
広島	10	1
山口	1	
徳島	3	1
香川	1	1
愛媛	4	
高知	2	1
福岡	27	2
佐賀	5	
長崎	3	1
熊本	12	
大分	7	3
宮崎	1	
鹿児島	4	2
沖縄	7	
合計	629	79

(注) 自殺は、未遂を含む件数である。

(参考) 石綿関連疾患の労災補償等の状況

参考表 令和3年度中に新規に支給決定を行った者の都道府県、疾病別人数

(単位：人)

疾病名 都道府県	労災保険法					石綿救済法				
	肺がん	中皮腫	良性 石綿胸水	びまん性 胸膜肥厚	石綿肺	肺がん	中皮腫	良性 石綿胸水	びまん性 胸膜肥厚	石綿肺
北海道	83	23	55	2	3	7				
青森	5	3	2			2				
岩手	7	2	4		1	1				
宮城	18	9	7	2						
秋田	4	2	1		1					
山形	2		2							
福島	11	3	6		2					
茨城	17	4	8		5					
栃木	9	5	4			4				
群馬	4	2	2							
埼玉県	35	14	19		2	1				
千葉県	28	12	16			1				
東京都	151	45	86	1	19	20	5	2	3	
神奈川県	75	29	39	3	4	5	1	1		
新潟	13	5	8							
富山	11	4	5	1	1					
石川	9	2	5		2					
福井	7	3	2		2	1	1		1	
山梨	4	1	3				1		1	
長野	5	2	3			1	1	1		
岐阜	11	1	10				3		3	
静岡県	26	7	16		3	2				
愛知県	44	12	29		3	1	3	2	1	
三重	9	3	4	1	1	1				
滋賀	9	3	6			2				
京都	22	10	10	1	1					
大阪	83	30	49	2	2		3		3	
兵庫県	65	22	41	2			4	2	2	
奈良	8	2	4	1	1	4				
和歌山	6	3	2	1		2				
鳥取	5	2	3			1	1		1	
島根	2	1	1							
岡山	41	20	12	2	7		1	1		
広島	58	16	39	1	2		2	1	1	
山口	15	3	12			1	2	1	1	
徳島	2		2			2				
香川	7	3	4							
愛媛	11	3	7	1		2				
高知	1		1			1				
福岡	40	15	23	1	1		1	1		
佐賀	7		7							
長崎	19	10	9							
熊本	6	3	3							
大分	8	5	3			1				
宮崎	1		1			1				
鹿児島	6	2	4							
沖縄	2	2								
合計	1,012	348	579	22	63	64	31	13	18	

(注) 本表の各疾病は、労働基準法施行規則別表第1の2第4号、第5号及び第7号に該当するものとして、1表、3-1表、3-2表の内数、並びに7-1表及び7-2表に計上されているものである。